

平成 24 年

4 月 1 日

オフィス

小笠原

# ニ ュ ー ズ レ タ ー 172 号

## 労働保険申告の時期がやってまいりました！

新たな年度に入り、労働保険年度更新の時期がやってまいりました。受託事業場の皆様には、賃金台帳、元請工事がわかる工事契約書・請求書等、各種資料の整備をお願い申し上げます。また、必要に応じ、会計帳簿（現金出納簿、総勘定元帳等）が必要になりますので、ご準備願います。

## 新設助成金のご案内

### ■最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

#### （1）制度の概要

地域別最低賃金額が平成 23 年 4 月 1 日現在 700 円以下の 34 道県に事業場を置く中小企業事業主が、最低賃金の引上げに先行して事業場内で最も低い賃金を時間給または時給換算額で 4 年以内に 800 円以上に引き上げる賃金改善計画を策定し、1 年当たり時間給等を 40 円以上となる引上げを実施するとともに、労働者の意見を聴取のうえ、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具等の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、業務改善に要した費用の 2 分の 1（上限 100 万円、下限 5 万円）を助成する。

#### （2）主な支給要件

次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。

- ① 地域別最低賃金額が平成 23 年 4 月 1 日現在 700 円以下の道県に事業場を置く中小企業事業主であること
- ② 事業場内最低賃金が時間給等 800 円未満の労働者を使用していること
- ③ 賃金改善計画及び業務改善計画を策定し、労働局長に「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書」を提出し、交付決定を受けること
- ④ 事業実施計画に基づき次の措置を実施すること
  - (ア) 事業場内最低賃金規程の作成  
賃金改善計画に基づき、就業規則等で、申請年度において事業場で最も低い賃金から時間給等で 40 円以上高い事業場内最低賃金を定めること
  - (イ) 賃金改善の実施  
(ア) により定められた就業規則に基づき、賃金を引き上げること（確認期間として 3 ヶ月間の支払い実績が必要）
  - (ウ) 業務改善の実施  
業務改善計画に基づき業務改善を実施し、その経費として合計 10 万円以上の支払を行うこと

#### （3）支給額

業務改善に要した経費の 2 分の 1（上限 100 万円）

#### （4）対象経費の例

- ① 就業規則の作成・改訂  
事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う就業規則の作成・改定のための社会保険労務士の手数料等
- ② 賃金制度の整備  
事業場内で最も低い賃金の引上げ等に伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサル

タント等に支払う経費等

- ③ 労働能率の増進に資する設備・器具の導入
  - ・在庫管理、仕入業務の効率改善のためのPOSレジシステムの導入等
  - ・作業効率および安全性の向上をめざした工場・店舗等の改装・機器等の購入費用等
- ④ 労働能率の増進に資する研修
  - 新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用等

## 遺言書のはなし

### 連載 I

～遺言書を書く人ってどんな人？～

みなさんは遺言（「ゆいごん」または「いごん」といいます）と聞くと、どのようなことを想像するでしょうか。ある人は「遺言書など残さなくても、子どもたちは仲がよいからもめることはまずない」とか「私は財産がないから、遺言書に書くことはなにもない」、「死ぬ間際に書けばいい」などと思っていないでしょうか。

実はこれらのことはすべて間違いとは言わないまでも、正しくないのです。それはどうしてなのか、先ほどの例について考えてみましょう。

まず、「遺言書などを残さなくても、子どもたちは仲がいいからもめることはまずない」。これこそが、相続でもめる大きな原因となります。例えば、兄は大学に行かせてもらったけど、二男は大学に行かせてもらえなかった。そうすると、二男は大学の学費の分を相続の時に多めにもらいたいと思うでしょう。あるいは、姉は結婚式を盛大に挙げてもらったのに、二女は結婚式の費用をだしてもらっていない。この場合も二女は相続財産をお姉さんより多めにもらいたいと思うかもしれません。

しかし、遺言書がなければ原則として、残された財産は法律に定められた割合によって配分されます。そうすると、生前親からの援助が少なかった方は納得がいかず、もめることが実際上多々あります。

「私は財産がないから、遺言書に書くことはなにもない」といった場合はどうでしょうか。財産がないと言っても現金や預金だけが財産ではありません。家や土地なども立派な財産です。長年夫婦二人で住んでいた家と土地があったとします。夫婦には子どもはいません。また、両親は他界しています。そうすると、旦那様が亡くなったときの相続人は、奥様と旦那様の兄弟姉妹となります。もし遺言書がなかったらどうなるのでしょうか。この場合、法律で定められている割合で相続財産が分けられるので、奥様は相続財産の4分の1をその兄弟姉妹に渡さなければなりません。もし、現金や預金がそれほどなかったら、長年住み慣れた家と土地を売って、そのお金を兄弟姉妹に渡さなければならなくなるかもしれません。そうはならないためにも、遺言書は書くべきなのです。

また、本当に財産がなくても、遺言書は書いておいた方がいい場合もあります。遺言書は何も財産に関することだけしか書けないわけではありません。葬式の方法を指定したり、残されたペットの世話をお願いしたりと、残された人たちに死後の希望を託すこともできるのです。

最後に「死ぬ間際に書けばいい」という場合はどうでしょう。日本では遺言の方法は、法律によって厳格に定められています。死ぬ間際のような身体や精神状態で、遺言書を作成することはなかなか難しいかもしれません。

また、死ぬ間際にそばにいる人に口で伝えても、原則として法的に効力のある遺言とはなりません。もし口頭で言った内容で損をする相続人がいたら、その人は「親父がそんなことを言うはずはない」とか、「意識が錯乱していて、本心で言ったとは思えない」などと言われる可能性もあります。

このようなことから、遺言書は元気なうちに書いておいた方がいいと言えます。

オフィス小笠原には遺言書作成専門の行政書士がいますので、お気軽にご相談ください。ご相談は顧問先のお客様であれば、いつでも無料で承っております。